

(新) 放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施<復旧・復興>

374,403百万円(0百万円)

水・大気環境局総務課

1. 事業の必要性・概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故(以下「事故」という。)により放出された放射性物質による環境の汚染が生じ、当該地域住民の多くが不便な避難生活、不安な日常生活を強いられている。

このため、放射性物質による環境の汚染への対処に関する国等の責務を明らかにするとともに、放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(以下「特措法」という。)」が平成23年8月に成立し、平成24年1月から本格施行される。

特措法の施行を受けて、環境大臣及び都道府県知事等は、事故に由来する放射性物質の除染に係る計画を策定すること及び同計画を実施すること等が求められている。

特措法の内容を迅速に実施し、いち早く事故による汚染を除去するため、本事業では、

- ① 国直轄除染実施区域の生活圏における除染
- ② 除染に伴い発生する汚染土壌等の仮置場の設置・汚染土壌等の管理
- ③ 除染実施後の定期的なモニタリングによる放射線量の監視
- ④ 線量が相当高い地域における除染実証事業
- ⑤ 地方公共団体における除染活動等の支援
- ⑥ 正確かつ分かりやすい情報発信

等を行う。

2. 事業計画

| 事項 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|----------------------|-----|-----|-----|-------|-------|
| ①生活圏における除染 | | | → | ----- | ----- |
| ②汚染土壌等の仮置き | | | → | ----- | ----- |
| ③放射線量の監視 | | | | | → |
| ④線量が相当高い地域における除染実証事業 | | | → | | |
| ⑤地方公共団体支援 | | | | | → |
| ⑥正確かつ分かりやすい情報発信 | | | | | → |

3. 施策の効果

国及び地方公共団体による除染の迅速かつ着実な推進等による「安全・安心」の確保